（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十八条第一項又は第二項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る第六条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新介護老人福祉施設基準」という。）第三条第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは「四人以下」とする。

2　前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、新介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「一人」とあるのは「四人以下」とする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法第七十八条の四第一項又は第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る第八条の規定による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新地域密着型サービス基準」という。）第百三十二条第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは「四人以下」とする。

2　前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、新地域密着型サービス基準第百三十二条第一項第一号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「一人」とあるのは「四人以下」とする。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第五条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第十三号、第六条の八第一項、第二十五条の二十八第二項第六号、第三十六条の三十五第一号から第三号までの規定並びに第三十六条の三十八第一項第六号及び第二項中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改める。

（医療法施行規則の一部改正）

第六条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三第一項第一号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第七条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第二十九号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第八条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針（第一条）」を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）」に改め、第一章の章名を次のように改める。

第一章　趣旨及び基本方針

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第百十条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二条、第二十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準

二　法第百十条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第三条第二項第二号、第四条第二項第二号、第五条第二項第二号、第三十九条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第四十条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）並びに第四十一条第二項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）の規定による基準

三　法第百十条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第六条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）、第六条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、第十四条第四項及び第五項、第十六条（第五十条において準用する場合を含む。）、第十八条第七項、第三十条（第五十条において準用する場合を含む。）、第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十三条第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基準

四　法第百十条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

第七条第二項中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第三十七条中「第一章」を「第一条の二」に改める。

（介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正）

第十条　介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第十一条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第四十三号、第七百十三条第十六号及び第七百四十二条第十九号中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第十二条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び第二条中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十三条　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第十号イ及びロ中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

○国土交通省令第七十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月七日

国土交通大臣　前田　武志

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。